加賀百万石回遊ルート

観光ガイドマップ・スタンプラリー作成等業務　仕様書

１　業務概要

　　加賀百万石回遊ルートについて下記の案内物を作成すること。

（１）観光ガイドマップ（以下、マップ）

　　　　　金沢城公園・兼六園を中心として長町～本多町までを包含した、観光客に分かりやすく、かつ楽しめるガイドマップを作成し、加賀百万石回遊ルート上の指定の観光・文化施設（別表１）や当該ルートの魅力を紹介・発信する内容の原稿を作成し、指定の規格（「２　規格等」参照）にて印刷すること。

　　　　　また、成果物は指定の場所（別表２）に納入すること。

（２）スタンプラリー

　　　　　歴史的建造物や文化施設など、加賀百万石回遊ルートの観光施設をより多く楽しんで巡っていただくため、加賀百万石をテーマにした重ね捺しスタンプ及びスタンプラリー台紙を作成すること。

　　　　　また、成果物は、重ね捺しスタンプは別途実行委員会が指定する場所に、スタンプラリー台紙は指定の場所（別表２）に納入すること。

２　規格等

　　（１）マップ

　　　　・サイズ等：Ａ５仕上がり　２×２×２つ折り　Ａ２　両面　フルカラー

　　　　　　　　　　再生マットコート 菊判７０kg

　　（２）スタンプラリー

　　　　ア　重ね捺しスタンプ：シヤチハタ社製の重ね捺しスタンプ（Ａ６）

　　　　イ　ラリー台紙等：Ａ４仕上がり　Ａ３　２つ折り　フルカラー

　　　　　　　　　　　　　上質紙 菊判１８０kg

３　数量・納入期限等

　　（１）マップ

　　　　・数量：５０，０００部

　・納期：令和３年３月２６日

　　（２）スタンプラリー

　　　ア　重ね捺しスタンプ

　　　　・数量：５個組　２セット

　　　　・納期：令和３年４月２６日

　　　イ　スタンプラリー台紙

　　　　・数量：２０，０００部

　　　　・納期：令和３年４月２６日

４-１　マップの作成条件等

（１）別添設計図に基づいて作成すること。

（２）マップ内の地図はイラスト調とし、道や施設名称だけでなくシンボルや施設外観なども描いたものを作成すること。

（３）イラスト調地図（以下、地図）の図面のベースは自由なものを使用してよい。また、地図の強調表現として実際の縮尺と多少異なっていてもよい。地図の東が上に、北が左にくるように配置すること。（ただし、担当者による地図の修正には応じること）

（４）地図上にバス停を表記すること。（できる限り詳細にすること）

（５）施設紹介と地図上の施設に別表1の番号を振ること。

（６）地図の余白に市内広域地図を入れること。

（７）写真の支給はなし。受注者にて調達すること。

　　　（ただし、担当者が使用してほしい写真を指定する場合は提供する）

（８）表紙と裏表紙は開いたときに繋がったデザインにすること。

（９）マップの各項目の見出しや、施設紹介及び地図上の施設名などに英語を併記すること。

４-２　重ね捺しスタンプの作成条件等

（１）５種類のスタンプを押印することで、１枚の絵柄を完成させる重ね捺しスタンプを２セット（２絵柄）作成すること。

（２）新たに作成するスタンプのうち、１つは完成絵柄が加賀百万石回遊ルートにちなんだものにすること。もう１つは完成絵柄にひゃくまんさんをメインに描き、色は黒2回、黄土、その他２色の５種類とすること。ただし、県HPのひゃくまんさんの使用条件に準ずること。

（３）なお、石川門を絵柄とした当実行委員会所有の１セットを引き続き使用予定である。（絵柄は別紙参照のこと）

（４）スタンプにシールなどを貼り、上下をわかりやすく明示しておくこと。

４-３　スタンプラリー台紙の作成条件等

（１）表紙デザインはマップと統一テーマとすること。

（２）応募や景品等は不要なので提案しないこと。

（３）スタンプ押印スペースは３コース分を１枚にまとめて作成すること。

（４）スタンプ押印スペースには切り取って使用するため、ミシン目を入れること。

（５）スタンプ押印スペースが完成後ポストカードとなるよう裏面を作成すること。

５　契約条件等

（１）契約上限額　2,310,000円（税込）

（２）契約額は令和２年度と令和３年度のものを含むので留意のこと。

（３）契約期間　マップ：契約締結日から令和３年３月３１日まで

　　　　　　　　スタンプラリー：令和３年４月１日から５月３１日まで

６　納品先

　　　別表２のとおり

７　著作権等

（１）著作（財産）権の所有について

成果物及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原著者の権利含む)は、当実行委員会に帰属するものとする。また当実行委員会はコンテンツの維持又は「加賀百万石回遊ルート」の広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

（２）第三者への利用許諾について

受注者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

（３）権利関係の処理等について

ア　成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は従前から所有していたものも含めて受注者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

イ　第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受注者の責任と費用負担で行う。

（４）スタンプの所有権等について

　　　今回作成するスタンプは全て当実行委員会の所有とし、絵柄に関する著作権等も当実行委員会に帰属するものとする。

８　その他

・作成にあたっては当実行委員会と十分な打ち合わせを行うこと。

・各施設の画像は受注者で準備すること。

・文字校正は発注者だけではなく、掲載企業・施設に対しても行うこと。

・地図はＷＥＢで閲覧できる電子版を作成すること。

・本業務で知りえた情報を第三者に漏洩しないこと。

　・なお、スタンプラリーについては令和２年度において契約を締結するものであり、令和３年度の県当初予算の成立を前提として企画提案を実施するものである。